

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する
政令案 新旧対照条文

目 次

一	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
二	特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）	2

改 正 案	現 行
（犯則事件の範囲） 第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 （略） 二 法第百九十七条の二第一項第一号から第十号の五まで又は第十号から第十五号までの罪 三〇九 （略）	（犯則事件の範囲） 第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 （略） 二 法第百九十七条の二第一項第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号から第十五号までの罪 三〇九 （略）

改 正 案	現 行
（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一～十二 （略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（<u>第一号（同法第九十七条第一項（第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二項に係る部分に限る。）</u>、第二号（同法第九十七条の二第二項（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。））、第三号（同法第九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。））、第四号（同法第九十九条に係る部分に限る。））、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪 十四～四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五	（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一～十二 （略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（<u>第一号、第二号（同法第九十七条の二第二項（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）</u>、第三号（同法第九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。））、第四号（同法第九十九条に係る部分に限る。））、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪 十四～四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五

条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇十二（略）

十三 金融商品取引法第百九十七条第一項（第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百九十七条の二第二項（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百九十九条、第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百三条第三項、第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百七条第一項（第一号（同法第百九十七条第一項に係る部分に限る。）、第二号（同法第百九十七条の二第二項に係る部分に限る。）、第三号（同法第百九十八条第一項に係る部分に限る。）、第四号（同法第百九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条に係る部分に限る。）の罪

十四〇四十七（略）

条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇十二（略）

十三 金融商品取引法第百九十七条第一項、第百九十七条の二第二項（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百九十九条、第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百三条第三項、第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百七条第一項（第一号（同法第百九十七条第一項に係る部分に限る。）、第二号（同法第百九十七条の二第二項に係る部分に限る。）、第三号（同法第百九十八条第一項に係る部分に限る。）、第四号（同法第百九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条に係る部分に限る。）の罪

十四〇四十七（略）

附 則

この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。